

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 中野 有泰

論 文 題 目

Comparison of the diagnostic ability of blue laser imaging magnification versus pit pattern analysis for colorectal polyps

(大腸ポリープにおける blue laser imaging の拡大と pit pattern 分析の診断能の比較)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

小 寺 泰 弘 

名古屋大学教授

委員

柳 野 正 人 

名古屋大学教授

委員

中 村 栄 男 

名古屋大学教授

指導教授

後 藤 秀 実 

論文審査の結果の要旨

今回、大腸ポリープに対して blue laser imaging (BLI) の拡大観察と pit pattern 分析の診断能の比較を行った。病理学的診断を正診とした場合のそれぞれの正診率、腫瘍/非腫瘍の鑑別精度、粘膜下層深部浸潤癌の診断精度は同等であった。もともと BLI 拡大観察の広島分類 TypeC2 は深達度の指標とすることは困難とされており、本検討でも TypeC2 の 18 病変は結果が割れ、深達度の指標とすることは困難と思われた。これら TypeC2 病変を除くと BLI 拡大観察の診断能はさらに上昇した。TypeC2 病変に pit pattern 診断を加えることで 72.2%は深達度診断の正診を得ることができた。これより、大腸ポリープ診断は広島分類 TypeC2 以外では BLI 拡大診断のみで診断でき、TypeC2 の診断にのみ pit pattern 診断を追加するべきと考えられた。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. BLI や NBI といった狭帯域光観察は pit pattern 診断と比較し歴史が浅く、その分類も含め議論の余地が多い。これらの併用方法は施設、内視鏡医によってさまざまでありどちらか片方もしくは両方行うのかどうかも統一されているわけではない。しかし狭帯域光観察と pit pattern 診断の適切な併用方法が明確となれば、簡便な狭帯域光観察単独での診断は増えていくと考える。

2. 狭帯域光観察で最も使われている NBI はキセノン光源でフィルターを使用し狭帯域光を得ている。この波長域は 430-445nm であり、レーザー光源である BLI と比較し広い。波長域が狭い方がよりコントラストの強い画像を得ることができるため、表面構造、微細血管構造をより明確に観察できる可能性がある。実際に NBI と BLI で病変の見え方が変わることが報告されている。現状の機器と分類ではその診断精度の差は報告されていないが、検討を重ねる事によりその差が生まれてくる可能性はあると考える。

3. pit pattern 診断は腺管開口部の形状 (pit) をより明確に観察できるが、BLI 拡大観察では血管を強調することで観察される pit 様構造を観察しており、pit と比較すると不明瞭で、光の入り方により見え方も異なり易い。pit pattern 診断では観察しない血管の変化を所見として加えることでその診断精度を上げているが、それでも pit pattern 診断の精度を上回るのは難しいと思われる。しかし血管所見をより詳細に検討することでより同等に近づけることができ、それにより pit pattern 診断を併用しなければならぬ症例を減らしていくことができると考える。

以上の理由により、本研究は博士 (医学) の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	中野 有泰
試験担当者	主査	小寺 泰弘	柳野 正人	中野 有泰
	指導教授	後藤 秀実		
<p>(試験の結果の要旨)</p> <p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 狭帯域光観察とpit pattern診断の併用状況と今後の予想される変化について 2. BLIとNBIの違いについて 3. BLI拡大観察がpit pattern診断の追加を必要としなくなる可能性について <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、消化器内科学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	中野 有泰
学 力 審 査 担 当 者	主 査	小寺泰弘	柳野止人	中野有泰
	指導教授	後藤秀英		
<p>(学力審査の結果の要旨)</p> <p>名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。</p>				